

## こども誰でも通園制度の認可について

すべてのこどもの育ちを応援するとともに、すべての子育て家庭に対し保護者の支援を強化するために、令和8年4月から乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が始まります。私立園等が事業を実施する場合、市へ認可申請の手続きが必要となり、市が認可するにあたり、子ども子育て会議で意見を聴取するものです。

## 申請施設の一覧

No.	施設名	設置者	区分（※）	利用定員
1	愛宕幼稚園	(学)放光学園	一般型	2人
2	慈光こども園	(福)八千代会	余裕活用型	2人
3	北越こども園	(福)北越福社会		7人
4	うえのこども園	(福)十日町福社会		1人
5	あおのもり	(福)森の保育園		6人
計				18人

※ こども誰でも通園制度の実施方法には、一般型と余裕活用型の区分があります。

ア 一般型：こども誰でも通園制度を行う事業所において、事業のための定員を設けて受入れを行うものです。

イ 余裕活用型：こども誰でも通園制度を行う事業所において、保育の空き定員の枠を活用して受入れを行うものです。

(参考) 十日町市こども計画 抜粋 (P35)

## (6) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件にかかわらず、未通園の乳幼児を月当たり一定時間内で預けることができる事業。令和8年度からの制度開始を予定

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み		4	4	4	4
	確保方策		4	4	4	4
1歳児	量の見込み		3	2	2	2
	確保方策		3	2	2	2
2歳児	量の見込み		2	2	2	2
	確保方策		2	2	2	2
合計	量の見込み		9	8	8	8
	確保方策		9	8	8	8

